

平成19年10月21日

国家戦略としての道づくり宣言

宮城県知事 村 井 嘉 浩

山形県知事 齋 藤 弘

佐賀県知事 古 川 康

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳥取県知事 平 井 伸 治

律令国家の時代から、世界に目を転じればギリシャ・ローマの時代から、人、モノ、情報が行き交う道路の重要性は、今も何ら変わるところはない。とりわけ、地方において道路は、生活や活力ある地域社会形成、産業振興を図る上で最も基礎的な社会基盤であり、地域間の交流・連携の促進、救急救命医療機関へのアクセスの向上及び災害時における緊急輸送の確保を図る上でも、道路の整備は、必要不可欠なものである。

しかしながら、構造改革の名の下に、国の一律の予算シーリングで削減した道路整備費により生じた道路特定財源の「余剰」を道路整備とは異なる他の目的に流用すべきとの意見が見受けられるが、実態を全く無視した主張にほかならない。

地方では、地域住民の要望の多くが道路整備に対するものであることから、道路特定財源だけでは足りず、財政事情が厳しい中であっても、平成19年度道路整備予算の地方費3兆9,490億円のうち約44%に当たる1兆7,464億円の一般財源を充当してまで、道路整備に取り組んでいる。

こうした取組を行ってさえも、地方では、高規格道路だけでなく、生活道路の整備も不足している。都市では、鉄軌道やバスなど公共交通機関が発達しているが、自動車による交通がその中心を占めている地方では、住民の多くが自動車を所有し利用するため、揮発油税や自動車重量税などの道路特定財源を負担しているながらも、道路整備は進まず、都市と地方の交通基盤整備の格差は歴然としている。

また、高規格道路のネットワーク化は、地域間競争の時代に必要不可欠な社会基盤であり、一日も早くその空白区域を解消して、空港・港湾の機能増進や災害時の救援・避難手段を確保することが、国家戦略上も求められている。

今後、住民の多くが高齢化し、限界集落が増えていく中で、医療や地域生活を支えていく道路の整備は、今後も必要であることは明らかである。

現在、国において「道路整備の中期計画（仮称）」の検討が進められているが、地域の再生や地方の自立を図るため、地方が真に必要としている道路整備については、引き続き計画的な整備が推進できるよう、道路財源の確保等について、次のとおり宣言する。

(道路特定財源を一般財源に流用しないこと)

- 1 道路特定財源については、暫定税率を今後も継続し適用するとともに、地域のニーズを踏まえ、地域間格差への対応や生活者重視の観点から道路整備及び維持管理のための財源として必要額を確保し、道路整備を目的としない一般財源に流用しないこと。

(地方の道路財源を充実すること)

- 2 各県では、道路整備の財源として多くの一般財源を充当していることから、道路特定財源が、国においてオーバーフローする場合には、地方公共団体の財源が減らないよう配慮した上で、地方道路整備臨時交付金の地方への交付額の増額や交付割合の引き上げ、補助金の嵩上げなど制度改正を行うこと。

(直轄事業負担金制度の見直しをすること)

- 3 直轄事業負担金については、受益者負担の原則を理由に、毎年、地方から国へ年間約6千億円の支出を行っているが、本来、全額国の負担において整備すべきであり、これを廃止すること。

なお、当面、現行制度により地方に負担を求める場合は、国の道路特定財源の余剰分をその財源に充て、地方の財政負担の軽減を図るよう制度改正を行うこと。

(国家戦略として断固道路整備を推進すること)

- 4 中期計画については、次の観点到に留意し、地方の声や道路整備の状況を真摯に受け止めて策定し、計画的に道路整備を推進すること。

(1) 地域間格差是正の観点から、高規格幹線道路は、地方にとって必要不可欠な社会資本であることから、国策として10年以内に未整備地域を解消するため重点的に投資し、未供用区間については、整備を計画的に促進すること。なお、その際、県境区間については、特に配慮すること。

- (2) 国家の基本戦略となる高規格幹線道路の整備に当っては、新直轄方式の活用を希望する地域の要望を十分踏まえること。
- (3) 高速ネットワークの効率的な活用・機能強化と物流コストの低減を図るため、高速道路の通行料金の引き下げなど、利用しやすい料金体系の実現を図ること。
- (4) 災害発生時の救命、救急活動や復旧、復興活動等に迅速に対応できるように、また災害予防の観点からも橋梁など道路施設の耐震補強や防災、防雪対策等を強力に進めること。
- (5) 市町村合併が進展する中で、広域化した市町村を結ぶ道路の整備、また、中山間地の生活幹線道路確保など地域自立のための道路整備を促進すること。

以上を踏まえ、本年度末に関係法令が期限を迎える道路特定財源諸税における暫定税率及び地方道路整備臨時交付金の取扱いについては、地方の声を真摯に受け止め、制度の維持・充実を内容とする法案を、年度内に確実に成立させることを求め、5県知事会議としてここに宣言する。